

令和5年度 女性活躍推進法に基づく実施状況等について

特定事業主名：宮城県市町村職員退職手当組合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項に基づき、「宮城県市町村職員退職手当組合特定事業主行動計画の実施状況」を以下のとおりとりまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を公表します。

- 1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（女性活躍推進法第19条第6項）
 - (1) 配偶者出産休暇の取得率について（目標：80%以上）
 - ・令和3年度以降、当該休暇を取得する対象者がいない状況である。
 - (2) 男性職員の育児休業の取得率（取得者／対象者）について（目標：80%以上）
 - ・令和3年度以降、当該休業を取得する対象者がいない状況である。
 - (3) 職員一人当たりの時間外勤務について、月平均6時間をできるだけ超えないよう職員の意識向上を図るとともに、適宜業務量の見直しを行う。
 - ・令和3年度以降、職員一人当たりの時間外勤務の月平均は6時間を超えていない。
 - (4) 職員一人当たりの年次休暇の取得が年間10日（取得率50%）以上となるように、取得率の低い職員に対し取得を促す。

年度	取得日数（全体平均）	目標達成率
令和4年度	7.5日	75%
令和5年度	11.0日	110%

- 2 女性の職業選択に資するもの（女性活躍推進法第21条）
 - (1) 女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

①採用した職員に占める女性職員の割合

区分	割合
令和4年度	採用者なし
令和5年度	採用者なし

②採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	割合
令和4年度	採用試験を実施していない
令和5年度	39.6%

③職員に占める女性職員の割合

区分	職員
令和4年度	33.3%
令和5年度	33.3%

④管理的地位に占める女性職員の割合

区分	令和4年度	令和5年度
女性管理職員数	0人	0人
全管理職員数	1人	1人
女性職員の割合	0%	0%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

区分		令和4年度	令和5年度
課長級以上	女性職員数	0人	0人
	全職員数	1人	1人
	女性の割合	0%	0%
課長補佐級	女性職員数	1人	1人
	全職員数	2人	2人
	女性の割合	50.0%	50.0%
係長級	女性職員数	0人	0人
	全職員数	1人	1人
	女性の割合	0%	0%

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

①平均した継続勤務年数の男女の差異

区分	年度	女性	男性	男性との比較
職員数	令和4年度	2人	4人	△2人
継続勤務年数		17年	20年	3年
職員数	令和5年度	2人	4人	△2人
継続勤務年数		18年	21年	3年

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第6条第1項第2号イにおいて、当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異を示すこととなっているが、同項ただし書きの規定により平均した継続勤務年数の男女の差異をもってこれに代えている。

②男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

区分	男性			女性		
	対象者数	取得者数	取得率	対象者数	取得者数	取得率
令和4年度	0人	—	—	0人	—	—
令和5年度	0人	—	—	0人	—	—

③男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

i 配偶者出産休暇

年度	対象者	取得者	取得率
令和4年度	0人	—	—
令和5年度	0人	—	—

ii 育児参加休暇

年度	対象者	取得者	取得率
令和4年度	0人	—	—
令和5年度	0人	—	—

④時間外勤務の状況（管理的地位にある職員以外の1月当たり平均時間）

区分	職員一人当たりの1月当たりの時間外勤務時間数（時間）	時間外勤務の上限を超えた職員数（人）
令和4年度	1.77時間	0人
令和5年度	4.58時間	0人

※職員一人当たりの時間外勤務時間数は各月ごとの時間外勤務時間の合計を対象員数（5名）で除して、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

⑤年次休暇取得日数の状況（各年1月1日～12月31日）

年度	取得日数（全体平均）	取得率
令和4年度	7.5日	37.5%
令和5年度	11.0日	55.0%

【説明欄】

「職員の給与の男女の差違」については、対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため公表はしない。